

国 保 通 信



■ 問い合わせ
市民生活課

保険年金係

☎ 75-2159

退職者医療制度への切り替えを！
会社や役所を退職して、現在、国民健康保険に加入している方、または退職して加入される方で、被用者年金（厚生年金や共済年金など）を受給している65歳未満の方と、その被扶養者は国民健康保険の【退職者医療制度】で医療を受けることになります。

退職者医療制度の対象になる方

■ 退職者本人（退職被保険者）

- 次の3つの条件をすべて満たす方
- ① 国民健康保険に加入している方
 - ② 厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上の方で、その年金を受給している方
 - ③ 65歳未満の方

■ 退職被扶養者

- 次の5つの条件をすべて満たす方
- ① 国民健康保険に加入している方
 - ② 退職者本人の配偶者および3親等内の親族
 - ③ 退職者本人と同世帯で、おもに退職者本人の収入により生計を維持している方
 - ④ 65歳未満の方
 - ⑤ 年間の収入が130万円（60歳以上の方および障害者の方は180万円）未満の方

○ 医療機関にかかったときの自己負担割合と国民健康保険税は？

どちらとも一般の国民健康保険のと同じです。

○ 一般と退職、何が違うの？

「退職者医療制度」では、病院にかかったときの自己負担分（3割）以外の医療費（7割）の一部は、職場の健康保険などが出し合う【拠出金】で賄われます。これにより、間接的にみなさんの国民健康保険税の負担軽減が図られることになります。

もし、届出をせずに退職保険証ではなく一般保険証のまましていると、一般の医療費が増え続け、保険税に多大な影響を及ぼしてしまいます。

○ 手続きは？

年金の受給権が発生し、年金証書を受け取られたら、14日以内に国保の保険証、年金証書と印鑑を持って保険年金係の窓口にお越しください。

健診は病気の発見だけが目的ではなく、自分の健康状態をチェックし、生活習慣病などの予防に努めることで、医療費と保険税が抑制できます。



健診と指導で守ろう！ 健康なからだ

4月に送付した『特定健診・がん検診等希望調査票』の返信、ありがとうございます。今年度もみなさんからの回答をもとに6月から健診を始めます。5月下旬には受診日や会場をお知らせする案内を送付しますので、ご確認ください。

さて、昨年度の健診でも、治療や保健指導が必要な方が非常に多い結果が出ました。下記のように受診者の90・6%も占め、そのうち健診を受けなければ、心筋梗塞や脳卒中などへと進行する人が49・2%と、数字が怖さを示しています。その予備軍を示す保健指導が必要な人も41・4%と高く、現在、保健師や管理栄養士などから、生活習慣の改善を目指した指導を受けられています。

長年の生活習慣を変えることは容易でなく、自覚症状がないまま病気が進行している人は多いものです。
173人の方が、指導をきっかけに、日々を意識的に変えた生活改善に取り組まれています。
今年度の健診も、みなさんの健康維持に役立ててください。

平成20年度の健診受診結果

健診結果	人数	割合
異常なし	142人	9.4%
要保健指導	625人	41.4%
要治療	743人	49.2%

合計 1,510人（初めての受診者は271人で17.9%）

このまま健康を維持して、多くの方に該当していただきたいものです。

この内、特定保健指導の該当者は284人おられ、173人が生活習慣改善に取り組まれています。

放っておくと心筋梗塞、脳卒中、人工透析などの恐れが…。早期発見することができました。